

參考資料

小田急多摩線延伸に関する関係者会議設置要綱

(設置)

第1条 交通政策審議会答申第198号(以下「答申」という。)において、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資する路線に位置付けられている小田急多摩線の延伸について、答申において示された課題の整理及び延伸に関する意見交換、検討を行うため、小田急多摩線延伸に関する関係者会議(以下「関係者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 関係者会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 小田急多摩線延伸に係る答申において示された課題の整理及び延伸に関する意見交換、検討を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか小田急多摩線延伸に関すること。

(構成員等)

第3条 関係者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 構成員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 関係者会議には会長1名を置くものとし、構成員の互選により選出するものとする。

(会議の招集等)

第4条 会議の招集及び進行は、会長が行う。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 3 会議において、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 関係者会議の庶務は、町田市及び相模原市の交通計画担当課が事務局として行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、関係者会議の運営に関し必要な事項は、会長が関係者会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、小田急多摩線延伸検討会の会長が招集する。

別表（第3条関係）

区分	構成員
学識経験者	日本大学特任教授 岸井隆幸
	芝浦工業大学教授 岩倉成志
交通事業者	小田急電鉄株式会社交通企画部部长
	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画部部长
国土交通省	関東運輸局交通政策部交通企画課長
	関東運輸局鉄道部計画課長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社計画部長
東京都	都市整備局都市基盤部交通企画課長
神奈川県	県土整備局都市部交通企画課長
多摩市	都市整備部長
町田市	都市づくり部長
相模原市	都市建設局まちづくり計画部長

◎過年度の調査の経過について

「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」では、平成 28 年(2016 年) 8月の設置以降、平成 29 年度(2017 年度)末までの約 2 年間に、以下に示す調査を行った。

- 概算建設費の更新
- 交通政策審議会で用いられた需要予測モデルの再現
- 交通政策審議会需要予測モデル（再現モデル）による需要予測、事業採算性の検討、費用便益分析
- 事業性向上方策の設定と感度分析
 - ・以下の観点より複数の事業性向上方策ケースを設定し、影響を分析した。
 - (1) 運行本数による影響
 - (2) 加算運賃による影響
 - (3) 乗換利便性による影響
 - (4) 開発人口による影響
 - (5) 端末交通（バス）による影響
 - (6) 組合せケース（(3) + (4)）における事業採算性
 - (7) 段階的整備を採用した場合の第 1 期整備区間（唐木田駅～相模原駅）に係る事業採算性
- その他、他の整備プロジェクト路線による影響や、事業リスク分析など

小田急多摩線延伸に関する関係者会議
報 告 書

平成 31 年(2019 年) 3 月

町 田 市 ・ 相 模 原 市
